

令和 7 年度使途特定寄附金の募集に関わる募金目論見書

寄附金等取扱要綱第 4 条に基づく使途特定寄附金について、令和 7 年度の募集種類及び目論見書内容の概要は以下のとおりです。（一般寄附金・特別寄附金を除く）

本会の目的「社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与すること。」を達成するために必要な事業への財源とします。

② 募集総額： 5,000 千円（1 口 10 万円）

② 募集期間：令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

③ 募集対象：

- No.1 社会福祉の援助を必要とする県民の生活支援と権利の擁護に関する事業
- No.2 県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及啓発に関する事業
- No.3 社会福祉に従事する者の職業倫理の確立、専門的知識及び技術の向上に関する事業
- No.4 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- No.5 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- No.6 社会福祉教育機関、その他の関係団体との連携及び協力に関する事業
- No.7 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

③ 募集理由：

本会の理念と今後どのようなビジョンに向かって進んでいくのかを共有することを目的とし、会の公益目的事業を行うための財源にあてるため寄附を募集します。

また、この機会にさらにこれらの事業を行うための委員会活動に会員を積極的に勧誘する活動資金にも充当いたします。

⑤ 資金使途：

受け入れた寄附金は、公益目的事業会計へ90%、一般正味財産(法人会計)へ10%の扱いとし、全額が所得税控除の対象になります。

なお、この寄附金は、出資目的とする寄附金ではありません。

使途特定寄附金以外の寄附について

「一般寄附金」「特別寄附金」についても、寄附金総額の 90%を公益事業に使用し、管理経費(募集経費)の 10%を控除した残額とします。